

# 不動産を相続したら かならず相続登記！！

相続登記が令和6年  
4月1日から義務化  
されました

遺言書を作りたい  
けど...

相続登記  
はどうするの？



相続登記や遺言書  
についてお伝えし  
ます！



① 相続と遺言について（14時～）

② 相続登記について（15時～）

※①、②のどちらか一方でも参加できます

日時 6月27日(金) 14時～16時

場所 川崎町立図書館

講師 公証役場公証人、法務局職員

定員 ①②各20名程度（要予約）

\* 予約は川崎町立図書館まで

TEL 0947-73-2699

